

ながよミックン商品券発行事業実施要領

第1条（目的）

新型コロナウイルスの感染拡大は長与町内の商工業者並びに住民の経済活動に深刻な影響を及ぼしている。そのため、地域振興に貢献する幅広い業種の店舗等において使用できる、ながよミックン商品券を発行することで、地元地域における消費を喚起し、消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

第2条（発行者）

発行者は、西そのぎ商工会（長与支所）とする。

第3条（加盟店）

長与町内で事業を営む者で、西そのぎ商工会に登録申請を行い加盟店として認められた者

- 2 加盟店登録申請を行い、加盟店として認められた者
- 3 加盟店は、ステッカー等で加盟店である旨を店頭などに表示する
- 4 加盟店は、長与町内に所在地を置く店舗（事業所等）に限る
- 5 加盟店の単位は、営業店等毎とする
- 6 その他西そのぎ商工会（商品券発行事業委員会）で協議し認められた者

第4条（加盟店の基準）

加盟店の種類区分の基準は、別表1のとおりとする。

第5条（加盟店登録料）

加盟店登録料は、無料とする。

第6条（発行総額及び販売総額）

ながよミックン商品券の発行総額は5億1,000万円とする。

- 2 発行総額のうち、販売総額は3億600万円とし、2億400万円をプレミアム分とする。

第7条（販売方法）

6月下旬に全世帯及び事業所へ配達地域指定郵便で案内し、添付のはがきにより9月30日（水）までに申し込みし、7月17日（金）から随時代引き郵便で発送する。

- 2 完売しない場合は、再募集をすることができる。

第8条（ながよミックン商品券の額面及び種類）

ながよミックン商品券の額面及び種類は次のとおりとする。

- (1) 割引4,000円（プレミアム）を含む一冊（券面額）10,000円（販売額6,000円）とする。
- (2) 券の額面は、1,000円券（10枚）とする。
- (3) 券の種類は、全ての加盟店で使用できる券（6枚・6,000円分）と、大型店（加盟店のⅡ種店）では使用できない券（4枚・4,000円分）の2種類とする。

第9条（ながよミックン商品券の発売）

ながよミックン商品券の購入対象者は、長与町内に住所がある世帯の世帯主に限る。

なお、1世帯あたり3冊まで購入可能とする。

- 2 その他購入対象者の管理は、商工会で行うこととし、確認については長与町役場が行うものとする。

第 10 条（ながよミックン商品券の利用）

ながよミックン商品券の利用期間は発行日から2021年1月18日までとする。

- 2 現金への換金はしない。
- 3 額面未満の買物でのつり銭は出さない。
- 4 第三者への転売、譲渡は禁止する。
- 5 ながよミックン商品券を郵送する際には、加盟店一覧表を添付する。

第 11 条（ながよミックン商品券の決済）

使用済みのながよミックン商品券は、裏面に受領した加盟店の印を押印し、西そのぎ商工会長与支所に、換金請求書を添えて提出する。

- 2 商工会は、各締日毎に請求を受けた換金額を取りまとめ、加盟店に対し指定口座に振込み、決済する。

第 12 条（換金手数料）

換金手数料は、下表のとおりとする。

会員	会員外	
	I 種店	II 種店（大型店）
無料	1%	2%

第 13 条（換金期限）

換金期限は、2021年2月15日とする。

第 14 条（管理）

販売前のながよミックン商品券は、外部の専門業者で保管する。

- 2 決済済みのながよミックン商品券は穴開けし、5年間西そのぎ商工会長与支所で保管し、その後破棄する。
- 3 ながよミックン商品券は特別会計とし、回収、換金の振込処理、未換金残高などの管理は、西そのぎ商工会長与支所で行う。

第 15 条（監査）

会計、換金処理等にとまなう管理運営等についての監査は、西そのぎ商工会特別会計として西そのぎ商工会監事が行う。

第 16 条（その他）

この要領に定めのない事項については、西そのぎ商工会長が決定する。

1. 附則

この要領は、2021年3月31日をもって終了する。

別表 1（加盟店の基準）

加盟店種類	基準	備考
I 種店	下記以外の事業所	全券とも使用可
II 種店 （大型店）	次の①②をともに満たす事業所（飲食店は除く） ①店舗面積（作業場、倉庫等除く。ただし専用駐車場は含む）330㎡を超える。 ②従業員数（パート含む）が10名以上。	全店舗で使用可券のみ使用可

※加盟店種類の基準は店舗（事業所等）単位で実施する